平成２４年（フ）第３４４号
福井県南条郡南越前町湯尾第86号５番地の５
破産者　金山　秀雄
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９１号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地　アーバンラフレ虹ケ丘南９号棟206号
破産者　山本　義一
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０７０号
愛知県春日井市妙慶町143番地４、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1713番地　サンパーク幸心404号
破産者　内山　秀樹
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２２０号
名古屋市港区津金２丁目５番28号　ベルメゾン伊藤２－Ｂ号
破産者　中島　由賀（旧姓赤石）
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８７号
大阪府阪南市光陽台４丁目25番25号、前住所大阪府阪南市石田600番地の６―21棟403号
破産者　川端　　昭（旧姓上中・上田）
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
大阪府泉大津市松之浜町１丁目４番11号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡北３丁目３番39号
破産者　高田年子こと　鄭　　貴連
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
奈良市東九条町1424番地　北和県住７―503号
破産者　おとづれこと　峯　瑠理子
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３５２号
広島市中区猫屋町４番23―501号
破産者　岩本　吉弘
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８７号
広島県安芸郡海田町窪町４番46号、開始決定時の住所広島県安芸郡海田町三迫１丁目９番29―３号
破産者　キシモトこと　岸本　健二
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９７号
広島市東区中山東１丁目12番１号
破産者　小倉　幸司（旧姓大山）
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９６号
広島市中区白島北町18番１―513号
破産者　川上　隆治
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１６号
熊本市南区城南町東阿高1584番地
破産者　鏡　　鉄平
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里1563番地１村営住宅田嘉里第２団地２－３号
破産者　平良　幸正
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４７号
沖縄県国頭郡国頭村字鏡地93番地１、住民票上の住所沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里409番地
破産者　金城　秀正
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４８号
沖縄県国頭郡国頭村字鏡地93番地１、住民票上の住所沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里409番地
破産者　金城ひろみ
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第５６号
沖縄県国頭郡今帰仁村字渡喜仁710番地
破産者　小那覇安秀
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１８３号
釧路市昭和町２丁目４番14号　大島マンションＥ号室
破産者　谷藤フヨ子
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９号
盛岡市東見前１地割43番地２　カーサミニョンＢ―204号
破産者　菊池富久美
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部